

## 入 札 心 得

### (執行について)

- (1) 入札者は、仕様書、公告及び関係書類並びに現場等熟覧のうえ所定の入札書により入札してください。
- (2) 入札者は、福山地区消防組合が準用する福山市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札者は、公告等により指定した場所に入札書を送付してください。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とし、再度の入札には、参加できません。
- (5) 業務の入札において、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (入札書について)

- (1) 所定の入札書を使用し、入札書への記入事項（名称、場所等）は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉でしてください。なお、入札書の日付は、入札書を記載した日付を記入してください。
- (2) 入札者は、提出した入札書の引換え、又は、変更若しくは取消しをすることはできません。
- (3) 入札者は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (4) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。  
(例 ¥ 1 2 3, 0 0 0)
- (5) 入札書は、郵便入札の手引きに基づき、内封筒及び外封筒の二重封筒により指定した方法で送付してください。

### (無効入札について)

次のような場合に該当する入札は、無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書に記名押印がなかったとき。
- (3) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (4) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (5) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (6) 同一の入札者が2通以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2者以上を代理して入札をしたとき。
- (8) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (10) 再度の入札をした場合において、その入札者が1者のみであったとき。
- (11) 指定された方法以外により入札書を提出したとき。
- (12) 提出期限を過ぎて入札書が提出され又は到達したとき。
- (13) 郵便等入札において、内封筒記載の業務名称と入札書の業務名称が相違するとき。
- (14) 郵便等入札において、内封筒に業務名称等の必要事項が記載されていないこと。
- (15) 明らかに不正による入札と認められること。
- (16) 上記(1)から(15)までに掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき。